

# 監査結果報告書

## (定期監査・行政監査)

(平成28年6月30日)

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成28年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成28年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査対象局及び所属別監査結果

### (1) 財 政 局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	財政課			
2	契約監理課			
3	契約監理課 (技術検査室)			
4	財産経営課		7	7
5	財産経営課 (危機管理センター整備室)			
6	財産経営課 (ファシリティマネジメント推進室)			
7	納税課			
8	納税課 (債権回収室)			
9	市民税課			
10	資産税課			
	合計		7	7

#### 【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

#### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

### (2) 環 境 局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	環境局		1	1
2	環境総務課		4	4
3	環境総務課 (地球温暖化対策室)			
4	環境保全推進課	2		2
5	環境指導課		1	1
6	環境指導課 (適正処理対策室)	1	7	8
7	環境業務課			
8	環境施設対策課			
9	南部クリーンセンター			
10	西部クリーンセンター			
11	衛生処理センター			
	合計	3	13	16

## 2 監査実施期間

平成28年4月1日から平成28年6月7日まで

## 3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成27年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、重点取組事項の「市民目線に立つ行政監査」として、財政局においては「高松市本庁舎の施設管理について」をテーマとし、環境局においては「高松市の不法投棄対策について」及び「高松市の災害廃棄物対策について」をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、上記の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 7 事情聴取（平成28年6月7日実施）の状況



財政局



環境局

平成28年度定期監査及び行政監査結果一覧（財政局・環境局）

H28.6.30

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等
No.1	意見 【重点】	防火戸の管理等について	P6	財政局 財産経営課
No.2	意見 【重点】	避難経路図の掲示について	P7	
No.3	意見 【重点】	視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）の敷設・管理について	P8	
No.4	意見 【重点】	身体障がい者用設備等のホームページ等における適切な情報提供について	P9	
No.5	意見 【重点】	非常用エレベーターの管理について	P10	
No.6	意見	普通財産の貸付けに係る事務処理について	P11	
No.7	意見	市民の目に映る公用車の外観について	P12	
No.8	指摘 【重点】	不法投棄警告看板の管理体制の構築について	P18	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
No.9	意見 【重点】	ヘリコプター空中監視パトロールの見直し及びドローンの活用検討について	P19	
No.10	意見 【重点】	不法投棄監視カメラの設置・運用要領の作成について	P20	
No.11	意見 【重点】	新規監視カメラ導入時の機種選定について	P21	
No.12	意見 【重点】	不法投棄に関する全庁的な情報提供に関する協力体制の構築について	P22	
No.13	意見 【重点】	不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等実施後のフォローアップについて	P23	
No.14	意見 【重点】	不法投棄警告看板に掲載する連絡先の表示について	P24	
No.15	意見 【重点】	市民からの通報を容易にする策について	P25	環境局 環境総務課
No.16	意見 【重点】	被災後における仮置場・集積場等の追加選定候補の想定について	P27	
No.17	意見 【重点】	平時における災害廃棄物に関する情報発信について	P28	
No.18	意見 【重点】	災害初動時に発出する災害廃棄物情報の事前準備について	P29	
No.19	意見 【重点】	災害廃棄物処理に関する具体的な対応手順の策定について	P30	
No.20	意見 【重点】	適正な事務処理体制の確保について	P31	環境局
No.21	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について	P32	環境局 環境保全推進課
No.22	指摘	補助金の交付に係る適正な事務処理について	P33	
No.23	意見	適正な文書の公表に係る事務処理について	P34	環境局 環境指導課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。  
今回は、本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成28年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku28.pdf>

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

## 高松市本庁舎の施設管理について

### 1 テーマについて

本庁舎は、高松市の行政サービスの拠点施設である。  
高松市監査委員は、広く市民に利用されている公共施設である高松市役所本庁舎について、「高松市本庁舎の施設管理について」をテーマとして、誰もが利用しやすい庁舎であるか、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、財政局 財産経営課である。

### 2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

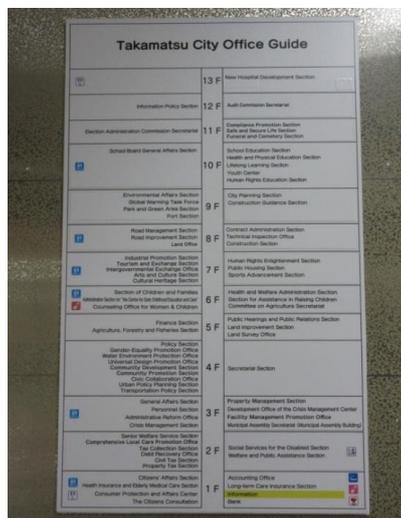
- ① 現地での調査
- ② 本市ホームページの掲載内容をチェック

### 3 本庁舎における施設管理の特色

高松市役所本庁舎は、来庁者の利便性に配慮した様々な取組を行っている。その内容は充実しており、市民サービスに対する、職員の意識の高さと努力の結果が伺える。

#### (1) 来庁者に配慮した案内表示

各階の案内表示を英語で表記しているほか、来庁者が特に多く利用する1階及び2階では、受付窓口への経路を分かりやすく表示するなど、来庁者の利便性に配慮した工夫がなされている。



英語表記の庁舎案内



受付窓口案内板

## (2) 社会的弱者に配慮した設備

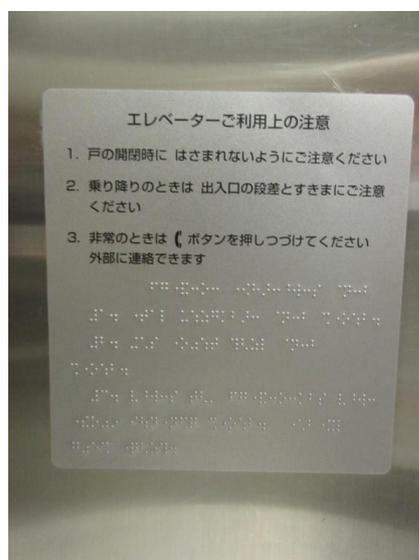
本庁舎東側に障がい者用・妊婦用駐車場を設けているほか、視覚障がい者に配慮した誘導用ブロック及び点字案内板の設置やベビーカーの貸出を行うなど、社会的弱者に配慮した取組がなされている。



障がい者用・妊婦用駐車場



視覚障がい者誘導用ブロック



視覚障がい者用点字案内板



貸出用ベビーカー等

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	防火戸の管理等について		
意見を付す理由	防火戸は、火災の拡大を防止するほか、避難路を確保するための重要な設備だが、防火戸前に荷物を置いているケースが見受けられ、火災発生時に作動せず、人命に関わる重大な事態が生じる恐れがある。		
意見	守衛による夜間巡回時に防火戸の管理状況を確認するなど、火災発生時に防火戸の本来の機能が確保できるよう、適正な管理体制について検討されたい。		
根拠法令・通知等	高松市庁舎防火等管理規程第16条第2項		
内容	前項に規定する防火施設をみだりに使用し、又は正当な使用を妨げてはならない。		



7階 防火扉付近



13階 防火扉付近

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

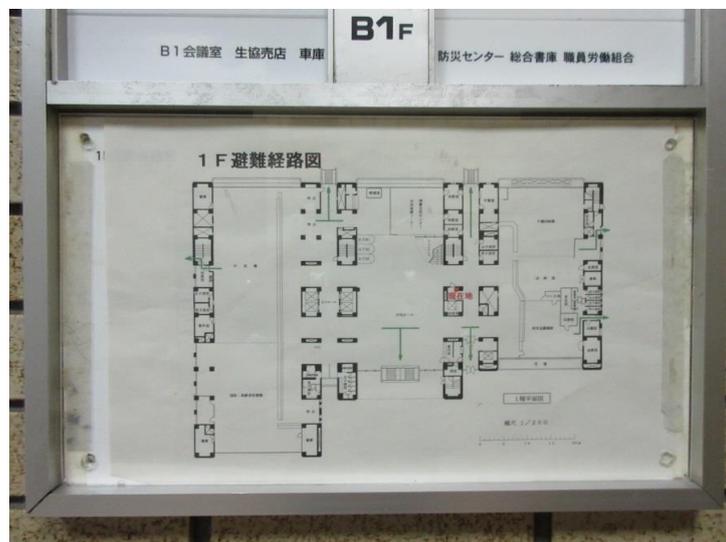
No.2

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	避難経路図の掲示について		
意見を付す理由	避難経路図は、災害発生時の避難を円滑に行うための重要なものだが、非常用エレベーターの出入口付近に掲示され、表示も小さいことから、来庁者の目に触れる機会に乏しい。		

意見	より多くの来庁者の目に触れる場所に避難経路図を掲示するとともに、表示を工夫するなど、来庁者への積極的な情報発信を検討されたい。
----	---



非常用エレベーター出入口付近

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

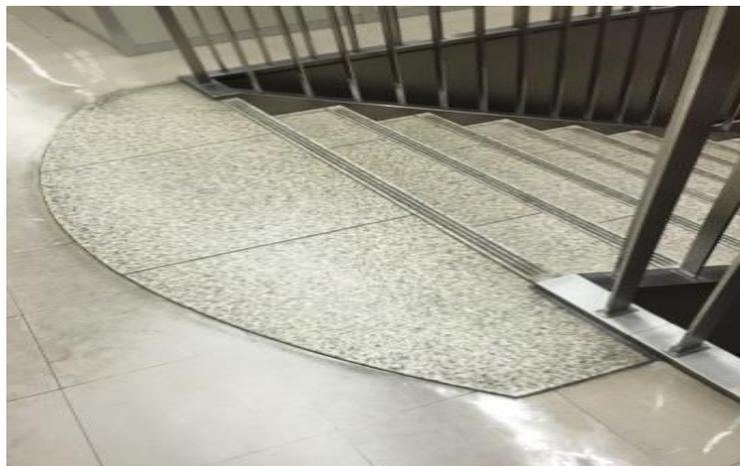
No.3

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）の敷設・管理について		
意見を付す理由	視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）は、視覚障がい者の安全かつ快適な移動を支援するための設備だが、敷設が不十分で転落の危険を伴う箇所がある。		

意見	転落の危険のある箇所に視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）を敷設するなど、視覚障がい者の安全かつ快適な移動の確保を講じられたい。
----	---



2階 階段付近

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	身体障がい者用設備等のホームページ等における適切な情報提供について		
意見を付す理由	<p>オストメイト対応トイレは、身体障がい者の利便性に配慮した設備だが、ホームページに設置情報の掲載が無いなど、情報発信が十分とは言えない。</p> <p>※オストメイト 臓器に機能障害を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門等の排泄口を造設した人のこと。</p>		
意見	本市ホームページの掲載内容及び庁舎案内の掲示内容の表記を工夫し、身体障がい者に配慮した積極的な情報発信を検討されたい。		



2階及び13階 トイレ内

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

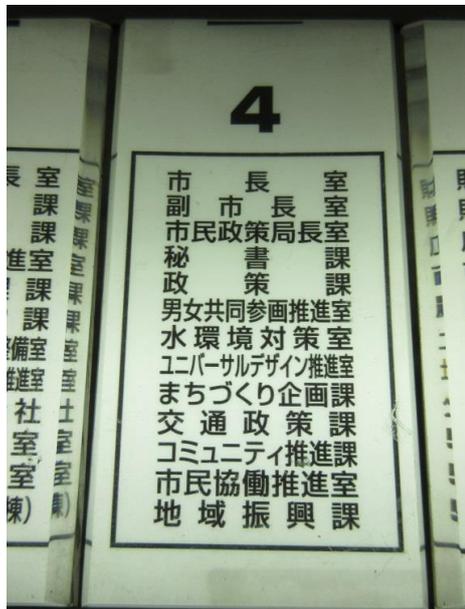
No.5

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	非常用エレベーターの管理について		
意見を付す理由	非常用エレベーターには、乗降することができない特定のフロアに課名等の表示があるため、利用者に誤解を招いている。		

意見	各階の非常用エレベーター出入口付近及びエレベーター内の表記を工夫し、来庁者の利便性に配慮した積極的な情報発信を検討されたい。
----	--



非常用エレベーター内（4階表示）



非常用エレベーター内（13階表示）

# 定期監査・行政監査結果

結果No.	No.6
-------	------

監査実施年度／対象局	平成28年度／財政局
------------	------------

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
------	---------------	-----	------------

所管課等	財産経営課	区分	意見
------	-------	----	----

意見の項目	普通財産の貸付けに係る事務処理について
-------	---------------------

意見を付す理由	<p>普通財産の貸付けに係る事務処理について確認したところ、下記のような不適切な事例が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 適正な決裁者による決裁が欠如している。</li> <li>② 「公有財産使用（借受）期間延長願」の「理由」欄に具体的な理由が明記されていない。</li> <li>③ 連帯保証人の資格を確認せずに、普通財産を貸し付けている。</li> <li>④ 承認決裁において、普通財産貸付けの根拠法令が誤っている。</li> <li>⑤ 「普通財産借受願」「普通財産借受料減免申請書」の一部が、鉛筆書きとなっている。</li> <li>⑥ 「公有財産使用（借受）期間延長願」の使用者住所と、これに基づく変更契約書の借主住所が異なっている。</li> <li>⑦ 承認決裁において、連帯保証人を不要とする旨の記載がない。</li> </ul>
---------	---

意見	<p>財産経営課は、本市の公有財産の管理を担う組織であることを十分に認識し、同公有財産を適切に管理するための事務処理のチェック体制について検討された。</p>
----	---

根拠法令・通知等①	高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項及び第2項
-----------	---------------------------

内容	<p>公有財産管理者はその管理する普通財産を貸付けしようとするときは、借受願人に普通財産借受願（様式第13号）を提出させ、内容調査の上貸付けを適当とする場合は、その理由及び契約書案並びに貸付料算定の根拠を添えて、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 連帯保証人については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>
----	---

根拠法令・通知等②	高松市事務決裁規程第5条第1項並びに別表第1管財及び用品の表第1項第1号
-----------	--------------------------------------

内容	<p>専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1（第5条関係） 管財及び用品 （普通財産又は物品の貸付けの決定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">管財及び用品</caption> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">決裁事項</th> <th colspan="2">決裁者</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">1 普通財産又は物品の貸付けの決定</td> <td style="width: 15%;">(1) 普通財産の貸付け</td> <td style="width: 15%;">ア イに該当するもの以外（重要なものを除く。）</td> <td style="width: 15%;">右欄以外</td> <td style="width: 15%;">電柱等に係るもの及び6月以内の定期的なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 延長又は更新（内容変更を伴うものを除く。）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	決裁事項			決裁者		局長	課長	1 普通財産又は物品の貸付けの決定	(1) 普通財産の貸付け	ア イに該当するもの以外（重要なものを除く。）	右欄以外	電柱等に係るもの及び6月以内の定期的なもの		イ 延長又は更新（内容変更を伴うものを除く。）		○
決裁事項					決裁者												
			局長	課長													
1 普通財産又は物品の貸付けの決定	(1) 普通財産の貸付け	ア イに該当するもの以外（重要なものを除く。）	右欄以外	電柱等に係るもの及び6月以内の定期的なもの													
		イ 延長又は更新（内容変更を伴うものを除く。）		○													

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成28年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	財産経営課	区分	意見
意見の項目	市民の目に映る公用車の外観について		
意見を付す理由	<p>公用車に表記されている「高松市」の表示をマグネットステッカーで覆う行為が散見され、市民が不信感を抱く恐れがある。</p> <p>また、マグネットステッカーの色あせ、ひび割れ、表記内容が時機に依っていないなど、広報の役をなしていないものが散見された。</p>		
意見	<p>公用車に「高松市」と表記している理由を改めて精査し、公務の実効性に重きを置いた対策を検討されたい。</p> <p>また、マグネットステッカーは広報手段として有効であることから、貼付状況を定期的に確認し改善を行うなど、適切に管理されたい。</p>		

## 高松市の不法投棄対策について

## 1 テーマについて

廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されている犯罪行為であり、厳しい罰則規定が設けられ、国及び地方自治体により対策が講じられているものの、未だに全国各地で発生し、社会問題となっている。

本市では、「高松市一般廃棄物処理基本計画」において、不法投棄ごみへの各種対応策を掲げており、環境局がその対策を講じている。

本市が平成26年度に実施した、「高松市の環境に関する市民・事業者アンケート」の調査結果によると、「市の取組に対する要望」の質問項目においては、「不法投棄の防止対策」を求める回答数が全26項目中2位となっており、また、「高松市の環境行政に関する意見、要望等の自由記入」の項目においても、不法投棄に関する意見が多く見られた。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）において毎年、市議会の定例会又は委員会において、不法投棄に関する質問が出ていることから、市民にとって関心度が高い事案であることが伺える。

なお、同アンケートの「環境に対する評価」の質問項目においては、「不法投棄」が、「改善度」及び「満足度」ともに低くなっており、本市にて発生している不法投棄に対して市民の厳しい目が向けられていることも明らかである。

このようなことから、高松市監査委員は、

## 「高松市の不法投棄対策について」

をテーマとして、当該事務が適正に行われているか、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、環境局 環境指導課及び同課適正処理対策室である。

「高松市の環境に関する市民・事業者アンケート調査結果報告書」へのリンクはこちら。

## 2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

### (1) 現地調査

- ① 廃棄物が不法投棄されている現場とその周辺  
※ 特に、前記アンケート結果において、当該地区住民の不法投棄に対する問題意識が高いとされた、高松市南部地区を重点的に調査した。
- ② 不法投棄対策を講じている場所とその周辺  
※ 監視カメラ、警告看板等の設置状況を重点的に調査した。
- ③ 市民が参加したクリーン作戦後の現地の状況

### (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容

### (3) 他都市で行われている不法投棄対策

### (4) 国等が公表している各自治体の取組好例

### (5) 各地で発生した不法投棄事件

## 3 本市の不法投棄対策の特色 (不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等の実施)

本市では、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と、市民の環境意識の向上に努めている。

名称	実施件数	延べ参加人数	ごみの回収量
不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦	6件	約6,100人	21.2t
瀬戸・高松広域定住自立圏 出会いふれあいクリーン作戦	6件	約4,500人	33.0t
高松クリーンデー “たかまつきれいでー”		約51,000人	62.2t

※平成26年度実績（平成27年度 高松市清掃事業概要より）

市民との協働の一形態の「事業協力」であるこれら事業は、本市における市民との協働事業において有数の規模と成果を誇り、本市の他部門も参考にすべき好例であるといえる。



各地区のクリーン作戦の様子

# 現地調査結果

## 1 監視カメラ

監視カメラの設置場所には、その周辺も含めて、不法投棄物はみられなかった。また、設置機種の新・旧に関わらず同様の状況で、不法投棄への抑止力は絶大なものがあり、職員の工夫と努力が実を結んだ結果となっている。

移動式カメラ1



移動式カメラ2



固定式カメラ1



固定式カメラ2



## 2 警告看板

市内各地に不法投棄警告用の看板が設置されている。

看板の記載内容や、管理状況に不備が見られるものもあった（後述）が、下の写真のように、視覚に訴えるよう、デザインや記載内容に工夫を凝らしているものは、不法投棄対策として大きな役割を果たしている。

また、監視カメラ付近に目立つように設置してあるものは、抑止力として特に効果的である。



### 3 不法投棄物

「監査のポイント」に記したとおり、前述アンケート結果において、当該地区住民の不法投棄に対する問題意識が高いとされた、高松市南部地区を重点的に調査した。

不法投棄物には、通常に処分すると費用が発生する、家電製品、布団類等が多い。

幹線から少し入った人通りの少ない場所に投棄されているケースが多い。投棄後、幹線を通して逃走が容易なためであると思われる。

また、記載不備や破損している警告看板がある地点では、不法投棄物が多い傾向がある。（後述）



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	指摘【重点】
指摘の項目	不法投棄警告看板の管理体制の構築について		
指摘する理由	<p>現地調査の結果、警告看板が破損していたり、表記内容が古いものが散見された。</p> <p>なお、警告看板に上記のような不備があると、監視が行き届いていないことの結果となってしまう、総じて、不法投棄されている状況が発生していた。</p> <p>また、合併後10年を経過している現在において、未だ旧町名の表記物が放置されている状況は、著しく不適切であると言わざるを得ない。</p>		

指摘	不法投棄警告看板の破損、不備等を、発見し是正する体制を構築されたい。特に、未だ旧町名の表記となっているものは早急に是正されたい。
----	--



※写真は、調査結果の一例

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	ヘリコプター空中監視パトロールの見直し及びドローンの活用検討について		
意見を付す理由	<p>本市が民間のヘリコプターを借り上げて行っている空中監視パトロールは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成27年度の重点監視箇所が、前年度と80%重複している。</li> <li>② 当該パトロールに費やす時間は、年1回60分間のみである。</li> <li>③ 60分の飛行で10数か所もの監視を行っている。</li> <li>④ 費用は、1回約37万円と高価である。</li> <li>⑤ 今まで、不法投棄場所の発見など、具体的な成果は得られていない。</li> <li>⑥ 不法投棄への抑止力が働いているかどうかの数値的裏付けがない。</li> </ul>		
意見	<p>現在行われている、ヘリコプター空中監視パトロールの有効性を再検証するとともに、全国の自治体で導入が進む、ドローンの、不法投棄監視への活用を検討されたい。</p> <p>なお、ドローン導入を検討する際は、他局との共同運用も視野に入れられたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	不法投棄監視カメラの設置・運用要領の作成について		
意見を付す理由	監視カメラは、不法投棄防止に効果的であるものの、市民のプライバシーを侵害しかねない設備であるという側面も併せ持つため、カメラの運用については、方針を明文化した上で適切に行う必要がある。		
意見	不法投棄監視カメラの設置・運用要領を作成し、機器及び記録情報の管理方法と責任の所在を明確にし、適切な運用が担保される体制を構築されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	新規監視カメラ導入時の機種選定について		
意見を付す理由	監視カメラは、不法投棄の抑止力に効果的であるが、本市は、動画撮影機能を有する高性能カメラシステムの導入を進めているため、年に1システムのみ導入に留まっている。		
意見	監視カメラを新規に設置する際には、設置場所の状況を検証し、適材適所の機種を導入されたい。 (例) 廉価版カメラシステムの複数台導入		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	不法投棄に関する全庁的な情報提供に関する協力体制の構築について		
意見を付す理由	<p>不法投棄は広範囲の市域で発生しており、環境局担当職員の巡回のみに頼るのは限界があるため、広く当該情報の提供を依頼することが効果的である。</p> <p>不法投棄情報の提供に協力的な地域住民・団体も存在しているが、まずは、本市職員自らが率先して、環境局に対する当該情報提供に協力することが望ましい。</p>		
意見	<p>本市職員が、現場で知り得た不法投棄の情報を、担当課（室）へ通報する制度について検討されたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等実施後のフォローアップについて		
意見を付す理由	<p>多数の市民が参加する、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦後の現場状況を確認したところ、再び不法投棄が発生している場所が見受けられた。 市民にとっての環境美化活動の成果である地域に再び不法投棄されるという状況は、クリーン作戦に尽力された市民の立場に立つと、環境意識の減退にも繋がりがねない。</p>		
意見	<p>クリーン作戦等実施地域においては、市が巡回を強化するなど、その後のフォローアップに努められたい。 特に、地権者等の理解が得られる等、条件の整った地域には、積極的に監視カメラの設置を進められたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	不法投棄警告看板に掲載する連絡先の表示について		
意見を付す理由	<p>不法投棄者発見の際の通報先は警察、不法投棄物発見の際の通報先は市であるが、現在設置されている不法投棄警告看板には、通報先として市の適正処理対策室の電話番号のみが掲載されている。</p> <p>不法投棄者発見の際の第一報が市になされると、警察の初動に遅れが生じることとなる。</p> <p>通報協力をしてくれる市民に対しては、適切な連絡先を予め示しておく配慮が必要である。</p>		
意見	<p>今後設置する不法投棄警告看板には、状況に対応できる、適切な連絡先を表示されたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課 (適正処理対策室)	区分	意見【重点】
意見の項目	市民からの通報を容易にする策について		
意見を付す理由	<p>不法投棄に関する通報先として、適正処理対策室の電話番号を表示している現行の看板では、市民にとって、土日祝日や、夜間・早朝時の通報には難がある。メール通報を可能にすれば、時を選ばずに、情報を得ることが可能になることに加え、画像・動画の受信も可能となり、市当局にとっても有用である。</p>		
意見	<p>今後、新たな警告看板を設置する際には、担当課（室）の代表メールアドレスのQRコードを表示するなど、市民からの通報を容易にする策を講じられたい。</p>		

## 高松市の災害廃棄物対策について

## 1 テーマについて

政府の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表したデータによると、南海トラフで次に発生する地震について、マグニチュード8～9クラス規模の30年発生確率が、60%～70%とされている。

本市を含む県内の全市町は、南海トラフの地震で著しい災害が生じるおそれがあることから、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、同対策推進基本計画において、災害発生時の対応に係る事前の備えの一つとして、災害廃棄物等の処理対策が掲げられている。

また、平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動である「平成28年（2016年）熊本地震」は、熊本地方の住民に甚大な被害と影響を与え、それらを扱う連日の報道等により、本市住民には、災害対策の意識が高まっている。

加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の巨大地震に際して、現地自治体職員や住民の方々が尽力された結果である、各種知見の集積は大変貴重なものであり、そのことを分析し、本市の災害対策に生かすことが、本市災害対策能力の向上に資するものと考えられる。

このようなことから、高松市監査委員は、

## 「高松市の災害廃棄物対策について」

をテーマとして、当該事務が適正に行われているか、市民目線の立場に立ち、監査を行った。

なお、監査対象は、環境局 環境総務課である。

## 2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 教訓から得られた各種知見の調査
  - ① 現在進行形である熊本地震の災害廃棄物対策
  - ② 災害廃棄物対策の有効な取組事例を具体的に記した各種刊行物
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 本市が策定している災害廃棄物対策に関する各種計画
- (4) 災害に備えて各自治体が予め講じている災害廃棄物対策

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	被災後における仮置場・集積場等の追加選定候補の想定について		
意見を付す理由	<p>本市の災害廃棄物の仮置場は、高松市一般廃棄物処理基本計画において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 香川一般廃棄物埋立処分場</li> <li>② 庵治最終処分場</li> <li>③ 下水道処理場</li> <li>④ 郷東海浜公園グラウンド</li> <li>⑤ 運動場（西部、南部等）</li> </ul> <p>が、事前に選定されており、状況によっては、県及び近隣市町等に、協力を依頼することとなっている。</p> <p>報道等によると、熊本地震の発生を受け各自治体が設置した災害廃棄物の仮置場や集積場が不足し、新たな場所の確保に困難を生じたケースが見受けられた。</p> <p>広域的な被害により、近隣自治体の協力が得られない状況や、想定を超える災害ごみの発生、仮置場等に想定している場所自体の被災等、不測の事態により、新たな場所を確保することが必要となることも想定される。</p>		
意見	<p>県や近隣市町と連携し、仮置場・集積場等の追加選定候補を、予め想定されたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	平時における災害廃棄物に関する情報発信について		
意見を付す理由	<p>平時において、市民に対し、災害廃棄物に関する情報発信策を講じ、市民の意識啓発をしておくことは、災害発生時における市民の混乱を軽減させることに繋がると考えられ、加えて、熊本地震後の現在、市民の災害廃棄物に対する関心も高まっているが、本市においては、その策は講じられていない。</p>		
意見	<p>平時において、災害廃棄物に関する情報発信を行い、市民に対する啓発策を講じられたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.18

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	災害初動時に発出する災害廃棄物情報の事前準備について		
意見を付す理由	<p>災害発生後、時機に即した情報発信をすることは必須であり、特に、災害初動時（発生後数日間）には混乱が予想されるため、事前に準備をしておく必要があるが、本市においては、災害初動時に発出すべき情報の整理がなされておらず、即応できる程度の完成度を有する、周知文、ポスター、掲示板、ホームページ掲載文等の雛形も作成されていなかった。</p>		
意見	<p>災害初動時に発出すべき情報を予め整理した上で、即応できる程度の完成度を有する、周知文、ポスター、掲示板、ホームページ掲載文等の雛形を作成されたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.19

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	災害廃棄物処理に関する具体的な対応手順の策定について		
意見を付す理由	<p>本市において、大規模災害時に発生する災害廃棄物処理の基本的事項については、以下の計画に定められているが、具体的な対応手順については、現在のところ策定されていない。</p> <p>① 「高松市地域防災計画」          一般対策編 第19節 廃棄物処理計画          地震対策編 第20節 廃棄物処理計画          津波対策編 第20節 廃棄物処理計画</p> <p>② 「高松市一般廃棄物処理基本計画」          災害時廃棄物処理計画編</p>		
意見	<p>災害時における役割分担や、速やかな処理体制の構築を図るため、実効性の高い災害廃棄物処理に関する具体的な対応手順を策定されたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.20

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境局	区分	意見【重点】
意見の項目	適正な事務処理体制の確保について		
意見を付す理由	<p>今回の環境局の定期監査において、平成28年度高松市監査実施計画の重点取組事項に基づき、内部統制が有効に機能しているかに着目して監査を行った結果、一例として、下記のとおり誤りが散見されたため、監査委員による事情聴取の場において、該当する所属長に是正を求めたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支出命令に係る事務処理において、請求内訳書の割印がなされていない</li> <li>② 支出命令に係る事務処理において、請求内訳書の規格と納品書の品名欄の記載が一致していない</li> <li>③ 支出命令に係る事務処理において、請求書の首標金額を修正している</li> <li>④ 連帯保証人の資格を確認せずに、普通財産を貸し付けている。</li> <li>⑤ 補助金の交付に係る事務処理において、交付申請書等に不備がある（複数）</li> <li>⑥ 随意契約に係る理由の付記に誤りがある（複数）</li> <li>⑦ 決裁文書における文書審査等において、誤った事務処理となっている（複数）</li> </ul> <p>これらのことは、環境局において、関係規程及び事務処理手順に対する理解が不十分な職員がいることや、所属内審査体制が十分機能していないことによるものである。</p>		
意見	<p>環境局の財務に関する事務処理において、適正さを欠くものが散見されたことから、職員に対し、ルールや制度の周知徹底を図るとともに、所属内の審査体制を見直すなど、事務処理体制を改善されたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.21

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境保全推進課	区分	指摘
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について		
指摘	<p>家庭系一般廃棄物処理手数料の収納事務委託契約の年度途中における契約解除の決裁については、年度当初の契約締結決裁において、高松市事務決裁規程第6条により環境局長決裁とすることとされているが、平成27年12月3日起案の契約解除決裁について、専決者の意思決定の手続きを経していないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程第6条		
内容	<p>専決者は、専決事項でない事項であっても、専決事項に準じて処理してよいと類推されるものについては、あらかじめ市長の承認を得て当該年度内においてのみ専決することができる。</p> <p>2 前項の場合には、総務課長に合議しなければならない。</p>		

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.22

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境保全推進課	区分	指摘
指摘の項目	補助金の交付に係る適正な事務処理について		

指摘	補助金の交付に係る事務処理について、補助金等交付申請書が提出されていないものや、不交付決定通知書による通知がなされていないものなど、各事業補助金交付要綱に則った処理がなされていないものが見受けられたので、補助金等交付申請書の提出について申請者に指導するとともに、適正に処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等①	高松市補助金等交付規則第3条
内容	申請者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならない。 ① 事業計画書 ② 収支予算書（様式第2号） ③ その他市長が必要と認める書類
根拠法令・通知等②	高松市環境学習活動事業補助金交付要綱第9条
内容	補助金の交付の申請、交付の決定、対象事業の変更、実績報告、交付指令、決定の取消し及び補助金等の返還、検査等については、高松市補助金等交付規則第3条から第5条まで、第7条から第9条の2まで、第11条及び第12条の規定を適用する。この場合において、規則第8条第2号の規定により補助事業等実績報告書への添付を要する書類として市長が認める書類は、環境学習活動事業報告書（様式第4号）とする。
根拠法令・通知等③	高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第8条第1項
内容	市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上補助金の交付の適否を決定し、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書（様式第3号）又は高松市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知しなければならない。

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.23

監査実施年度／対象局

平成28年度／環境局

告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
所管課等	環境指導課	区分	意見
意見の項目	適正な文書の公表に係る事務処理について		
意見を付す理由	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者から提出のあった文書に関し、その内容に誤りや不備があるにもかかわらず、本市ホームページ上で公表しているなど、適正な文書の公表がなされていないものが見受けられた。</p>		
意見	<p>文書の收受時における審査のほか、公表時の審査を徹底するなど、適正な文書管理及び公表を行うための事務処理体制について、その改善を図られたい。</p>		